

## むつ市議会第205回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成22年9月17日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例
- 第2 議案第45号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第47号 財産の無償譲渡について
- 第5 議案第48号 財産の取得について  
(老朽化した福祉バス2台を更新するためのもの)
- 第6 議案第49号 新たに生じた土地の確認について
- 第7 議案第50号 新たに生じた土地の町名について
- 第8 議案第54号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第9 議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第10 議案第56号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第11 議案第57号 平成21年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第58号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第60号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第62号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第63号 平成21年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第18 議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算

#### 【報告に対する質疑】

- 第19 報告第14号 平成21年度むつ市健全化判断比率について
- 第20 報告第15号 平成21年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

#### 【議員派遣】

- 第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
20番	川端	一義	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	義秋
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

欠席議員（1人）

19番	野呂	泰喜
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管業者	遠藤	雪夫
監査委員	小川	照久	総務政策 部長	阿部	昇
会計事務 部部長	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
財務調整 部部長	赤田	比等史	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部部長	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	山本	伸一	選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光
監査委員 局長	石田	武男	農務 委員会 事務局長	吉田	薫

教育部長	佐藤節雄
川内庁舎長	布施恒夫
脇野所長	片山元
財政推進部策監	奥川清次郎
総政総括主務課幹	野藤賀範

公企業局	菅長
大所	畑庁舎長
総政副総務	策理課
財政副総務	務理課
総政総括主務	策務主

佐藤純一
若松通
花山俊春
石野了
澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	須藤徹哉
総括主幹	濱田賢一
主任主査	石田隆司

次長	澤谷松夫
総括主幹	金澤寿々子
主事	井戸向秀明

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月6日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第18 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例から、日程第18 議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算までの18件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第45号、議案第47号、議案第49号及び議案第50号について、総務教育常任委員長の報

告を求めます。総務教育常任委員長。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会委員長報告をいたします。

総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託された議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第45号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市地域振興基金の確実な保全を図るため、当該基金を預金として預ける金融機関が破綻した場合に備え、基金に属する現金をペイオフ対策として、歳計現金に繰り替えて運用できる規定を追加するものとの説明がありました。

これに対し委員から、地域振興基金の内容及び繰替運用などについての質疑があり、理事者側から、電源立地地域対策交付金を原資として、後年度の地域振興事業のために設けられた基金だが、最近では下北駅前整備事業に全額を充当し、基金の現在高はゼロとなっている。また、具体的に繰替運用とは、基金の預け入れ金融機関が破綻すれば預金債権がなくなるが、その金融機関に地方債の借り入れや一時借入金があれば、預金と借り入れ分を相殺し、結果として基金を起債や一時借入金の償還に充てることとの答弁がありました。

さらに、同委員から、基金残高がゼロでも基金を残しているのはなぜかとの質疑があり、理事者側から、現在は電源立地地域対策交付金をソフト

事業へ優先して事業充当しているが、将来的には事業を構築して基金造成することも想定されることから基金を残しているとの答弁がありました。

次に、議案第47号 財産の無償譲渡についてですが、理事者側から、むつ湾フェリー株式会社に対する平成20年度から平成22年度までの出資に係る株券を同社に無償譲渡するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、この手法によりむつ湾フェリー株式会社は、どの程度法人税対策になったか試算しているのかとの質疑があり、理事者側から、市としては、補助金の場合との差は承知していないとの答弁がありました。

次に、議案第49号 新たに生じた土地の確認についてですが、理事者側から、大畑地区広域漁港整備事業により、漁港施設用地として整備した公有水面埋立地を確認するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、大畑地区広域漁港整備事業についての質疑があり、理事者側から、合併前からの県事業であり、護岸の老朽化に伴う改修工事で、平成22年3月30日に公有水面埋め立て工事が竣工、認可を受け事業は一区切りとなっている。今後、関連事業として防波堤の工事などが予定されているようであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、埋め立てした土地の所有者についての質疑があり、理事者側から、県の所有となるとの答弁がありました。

次に、議案第50号 新たに生じた土地の町名についてですが、理事者側から、大畑地区広域漁港整備事業により、漁港施設用地として整備した公有水面埋立地をむつ市大畑町新町、大畑町中島、大畑町湯坂下及び大畑町湊村に編入するためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わ

ります。

○議長（村中徹也） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第44号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（26番 佐々木隆徳議員登壇）

○26番（佐々木隆徳） 産業建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、公営企業管理者及び公営企業局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例についてですが、本案について理事者側から、むつ市水道ビジョンを基本とする老朽化した施設の再編や配水管等の整備を推進し、市内に点在する3地区の水道事業及び11地区の簡易水道事業をむつ市水道事業へ統合するために、水道事業経営変更認可が必要なことから関係条例の整備をするためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、既に上水道に統合されているむつ地区の簡易水道施設及びこれから上水道に統合となる川内、脇野沢地区の簡易水道施設の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、現在むつ地区では、中野沢地区及び前浜地区の2カ所については、もとの浄水場を配水のための施設として使用しているが、その他の老朽化している施設については使用しておらず、順次解体等していく予定である。また、川内、脇野沢地区については、使用可能な施設がほとんどなく、新たに

建設したほうがより効果的であり、配水管については、古い管路の中で使用可能な部分は使用するが、約9割の施設が撤去となる可能性が高いとの答弁がありました。

また、別の委員から、戸沢地区簡易水道の今後について質疑があり、理事者側から、現在一部永下水系から受水し配水しており、今後については、送水管、配水管等管路の入れかえはあるが、今まで同様現在の施設を利用し、最終的には全量永下水系から受水し配水することになるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第46号、議案第48号及び議案第54号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（29番 齊藤孝昭議員登壇）

○29番（齊藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第46号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、5月に国民健康保険法の一部が改正され、第72条の4に該当する事業が廃止となり、当該条項が削除されたことにより、関連部分について条文整理をするためのものであるとの説明が

ありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第48号 財産の取得についてありますが、理事者側から、老朽化した福祉バス2台を更新するためのものであり、第204回定例会において当該バス購入に係る補正予算を可決後に仮契約をしているが、本案は本契約をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、当該バスを多目的に利用することができないかとの質疑があり、理事者側から、財団法人日本宝くじ協会からの助成事業により購入するものであり、福祉バスとして申請し認定されていること及び民間会社から公用バスの運行を自制するよう要望があることから、従来どおり福祉団体等の利用に限定したいとの答弁がありました。

次に、議案第54号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてありますが、理事者側から、平成21年度の介護保険事業の確定に伴い、介護保険給付費負担金及び地域支援事業費負担金の精算により国、県及び支払基金への返還金として2,081万円を増額するものであり、歳入歳出予算総額は48億4,985万7,000円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第55号から議案第64号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（27番 半田義秋議員登壇）

○27番（半田義秋） 決算審査特別委員会に付託されました議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第64号 平成21年度むつ

市水道事業会計決算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日、8日及び9日に、市長ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会であり、また市民の皆様にはエフエムアジュールにおいて生放送されておりますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算及び議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第57号 平成21年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第58号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第60号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第62号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第63号 平成21年度むつ市用地造成事業会計決算及び議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時

休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました18議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第44号

○議長（村中徹也） まず、議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長（村中徹也） 次は、議案第45号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第46号

○議長(村中徹也) 次は、議案第46号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第47号

○議長(村中徹也) 次は、議案第47号 財産の無償譲渡について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第48号

○議長(村中徹也) 次は、議案第48号 財産の取得について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、老朽化した福祉バス2台を更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。



（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長（村中徹也） 次は、議案第49号 新たに生じた土地の確認について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長（村中徹也） 次は、議案第50号 新たに生じた土地の町名について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第54号

○議長（村中徹也） 次は、議案第54号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第55号

○議長（村中徹也） 次は、議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、第三田名部小学校と第一川内小学校建設に約7億4,000万円、妊婦健診を5回から14回に拡充するなど市民生活に欠かせない事業が多く実施され、平成20年度の14億6,000万円の累積赤字を7億3,000万円へ減らした決算となっております。しかしながら、本案は市民を二分する本庁舎移転事業が約12億5,000万円で行われた決算ともなっております。

本庁舎は、昨年9月24日オープンし、1年が経過しようとしております。安かろう悪かろうの建物となると市民は批判をしておりました。ことしは暑い夏です。冷房という点では申し分のない建物です。しかし、隣の会議室の音が筒抜けどころか拡大されて聞こえてきます。生活福祉課の相談室も同様です。庁舎の内部には窓がなく、携帯電話が使えない部分もあるという建物でありました。そのため、若干改修もしました。

今定例会に防災拠点施設建設が提案されました。土地造成と建物のむつ市負担を合わせると約4億円です。まさにこれこそ安かろう悪かろうの象徴ではないでしょうか。本庁舎では300平米の会議室を防災拠点に使うという設計でありました。現在は、頻繁に会議室を使っている、電話がない、防災に必要な機器が設置されていないため防災拠点に使用できないということでもあります。なぜ電話とか必要な機器を設置していないのでしょうか。災害が発生しても対応できない庁舎とな

っております。約28億円で庁舎は完成したというものの、防災拠点としては不備のある庁舎ということですから、今回の防災拠点施設の約4億円もプラスする必要があるというものであります。

これからいろんな不備の改修や2,000平米以上の空きスペースの改修が出てまいります。全く新しくつくった庁舎と同額、またはそれ以上の出費とならないことを願うばかりであります。

また、平成20年度に国保税が15.1%引き上げられ、平成21年度には介護保険料が10.2%引き上げられ、約1億円の負担増となりました。平成22年度は国保税13.8%、水道料金、介護保険料が引き上げられました。値上げの連続の宮下市政と言えます。税金や保険料の負担を解消するどころか引き上げをそのまま市民に押しつけ、市民を二分する本庁舎移転事業を強行した本案に反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第55号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者4人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第56号

○議長(村中徹也) 次は、議案第56号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第57号

○議長(村中徹也) 次は、議案第57号 平成21年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第58号

○議長(村中徹也) 次は、議案第58号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

#### ◇議案第59号

○議長(村中徹也) 次は、議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第60号

○議長(村中徹也) 次は、議案第60号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第61号

○議長(村中徹也) 次は、議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤孝夫議員。

(4番 工藤孝夫議員登壇)

○4番(工藤孝夫) 議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し討論を行います。

本案は、創設の段階から保険あって介護なしと言われる欠陥だらけの介護保険制度に基づく特別会計決算であります。同時に、本案には平成21年度第4期の介護保険料約1億円の値上げ負担額が含まれている決算です。容認できない立場から反対するものであります。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第61号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者4人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第62号

○議長(村中徹也) 次は、議案第62号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第63号

○議長(村中徹也) 次は、議案第63号 平成21年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第64号

○議長(村中徹也) 次は、議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特

別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

## ◎日程第19～日程第20 報告に対する 質疑

◇報告第14号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 報告第14号 平成21年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番菊池広志議員。

○7番(菊池広志) このむつ市健全化判断比率の部分について、若干お聞かせいただきたいと思えます。

健全化判断というようなことで、平成20年度から平成21年度というようなことでもって今後の推移の状況が出ているわけでございますけれども、市長にぜひとも私聞きたいなと思っているのは、電源三法交付金でもって約22億円くらいの金額が

入っているわけです。これは、いろんな形で市民の生活のために使われてきていると思うのですが、今回また新たに中間貯蔵施設というようなことで交付金が入る予定になっているわけでございます。

しかしながら、今定例会の中でもいろいろ取りざたされたものは、公共料金等々、国保はまた別の問題としてあるわけでございますけれども、やはりそういう部分の中でむつ市の市民が支出する金額というのはそんなに安いという金額ではないわけでございます。

ただ、本来であればこの交付金というようなのは、例えば電力の消費に関して市民の皆さんに還元するべきものというふうな判断もなされている地区もあるわけでございます。また、他の地区ではこの交付金が全くない地域もあるわけでございます。その部分に関して、我々はこれだけ財政赤字をしょっていると、そしてまたこれを健全化していかなければならないという部分で、これだけのものがあるにもかかわらず、なぜこのように料金的なものも若干高いのではないかと問われるわけでございます。

市民は、以前還元されたときは非常に喜んだわけでございますけれども、ただ市民全体の中で、今の財政状況、逼迫された財政状況を考えると、この交付金から還元する部分は我慢してでもむつ市の財政をよくしていきたいのだという思いというのはあると思うのです。その点について、市民がちよっと首をかしげている部分は、こんなに交付金があるのになかなか財政が解消されていかない。今の状況は解消されているわけでございますけれども、このような状況の中で、ないところもあるのに、あるところがなぜこんなに苦しい状況の中で健全化できないのだというような思いがあると思うのです。その点について市長からご所見をいただきたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 健全化比率の問題で、また個々の形の中でのお尋ねかなと、こういうふうな報告に対して、それがかなり範囲が広がったお尋ねでありました。その部分におきましては、やはり赤字解消、先ほど反対討論もございましたけれども、平成20年度が14億円、そして平成21年度が約7億円ということで赤字が半減いたしました。そういうふうなところは、反対討論ではあるといえどもご評価をいただいたものと、こういうふうに理解を今いたしておるところであります。やはりこの赤字をしっかりと解消して行って、そしてまたその平成23年度を目標としておりますけれども、その赤字を解消した後、そういうふうなこともまだあるわけでございます。つまり一般質問の際もお答えをいたしておりますように、これまでの医療機関、この部分が3つの診療所、これが50億になんなんとする不良債務がございます。そういうふうなところもしっかりと解消していかなければいけない。計画的に解消していかなければいけない。そしてまた、今菊池広志議員お話しのように、電源三法交付金、中間貯蔵施設が設工認をいただいたということで、増額という報道もされました。この部分は、基金にしっかりとプールをいたしまして、より計画的にそれを使用させていただきたいと、こういうふうに思っております。つまりその部分の交付金の部分を赤字の解消にというふうなことは、これはできません。やはり赤字解消は我々のまず行政の身をスリムにして、そしてまた市民生活、サービスを低下させないような形の中で赤字解消をしていく。一方ではその部分、交付金が増額になった部分、こういうふうなものをしっかりと基金として積み立てて、将来にわたっての負担を軽減するような形の中で、これを運用していかなければいけないと、こういうふうな基本的な考えでありますので、ご理解をいた

だけのものと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（菊池広志） 1点だけ。今の市長の答弁、十分わかったわけでございますけれども、ただ赤字解消をするために交付金は使えないというふうなことでありますが、私どもは何回も今まで選挙をやってきているのですけれども、そのたびにどんどん、どんどんひもつきが消えてきたというふうなことであります。

もう市長おわかりのとおり、赤字解消には使えないけれども、赤字解消するためにいろんな使い方というのはできるわけでございます。例えばむつ市で必要な道路は、その中でまた名目を変えますと、それに使えるわけです。その辺は話をしなくても市長はわかっていると思うのですけれども、それは理由にならないと私ははっきり申し上げたい。というのは、以前もらった交付金であれば、それは大変に、非常に難しい部分があったのですけれども、これだけひもが薄れてきて、いろんな形で使えるようになったわけでございますので、やはりその点はぜひ市長のご努力を、ますますのご努力を切にお願いをして、市民は、やはりこれだけもらっているのにというような思いがあるのです。もらっていない地区もあるではないかと、それでも一生懸命頑張っているのに何だ、おまえたちはというようなことで、私が言われるのも甚だなのですけれども、ただその部分ではやはり疑問に思っているのです、市民は。その部分をもって、今のこの赤字解消計画、それから健全化というようなものにまっしぐらに向かっていって、早く体育館をつくれるような財政をつくっていただかないと、私も15年、何のために今までやってきたのかなというようなことを言われますので、ぜひとも健全化計画にのっかって、今以上に加速をしていただいて、今話されたとおりの交付金あるわけでございます、十分に。それをうま

く利用しながら一般財源のほうに繰り入れていただきたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 健全化判断比率の中の実質公債費比率、それから将来負担比率について、よくはなっているのですけれども、微小でありますので、この理由と将来の見通しについてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 実質公債費比率及び将来負担比率のポイントについて、その動きが微小ではないかというふうなお尋ねと受けとめました。実質赤字比率、それから連結実質赤字比率と、この4つの指標があるものですから、いわゆるそれらと比べたら実質公債費比率、それから将来負担比率が動きが少ないのではないかというふうな多分お尋ねかと思えます。

まず、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率ですけれども、今定例会でご審議いただきました決算でご承知のとおり、一般会計においては平成20年度末の約14億円余りの赤字を7億円余りまで大幅に解消することができたということで、その金額がストレートにその率に反映されまして、実質赤字比率の場合はその赤字の部分の比率になるものですから、結構数字が動くというものが大きく動く要因でございます。それに対しまして、実質公債費比率、それから将来負担比率等は、いわゆるそのもととなっているのは、実質公債費比率のほうで当該年度の部分、それから将来負担比率の部分で、いわゆる今持っている起債の残高、あるいは一時借入金、それから債務の負担を約束しているもの、これらの負担がどの程度財政に対する

割合がどうなのかというふうな比率を示しているのがその部分に当たります。いわゆる公債費等の残高に対しての比率になるものですから、比較する数字のパイが非常に大きゅうございます。ですから、多少その部分で起債の残高等が減るようなことがありますても、この実質公債費比率等は数字としてはそう大幅にふえたり、あるいは大幅に減ったりするようなものではないと。

それから、もう一点の要素といたしましては、実質公債費比率等は、当該年度の比率だけではなくて、過去3年間の比率を出しまして、その平均値で算定していると、そういうふうな要素で、あるいはそういう年度の平均値でもって出しているというふうな部分もそれ急激には動かないというふうな要素の一つかというふうにございます。

それから、将来的には負担比率等がどういうふうな形になっていくのかというふうなお尋ねでございますけれども、まず実質的には公債費の負担というのは公債費の適正化計画というものを定めて、いわゆる将来に対する起債の残高が財政に負担にならないようにということで取り組んでございます。また、活用するに当たっては、皆さんのほうにもご説明申し上げているところではありますけれども、合併特例債でありますとか、あるいは過疎債等の交付税措置の有利なものについて心がけて、そういう起債を活用しての事業充当というふうなことで現在取り組んでいるところであります。したがって、こういう率への反映ということでは、そういう交付税で算入される部分については負担というふうな部分からそがれますので、そういう点ではこの率というのは改善傾向になるのではないかと、またぜひそうしなければいけないというふうなことで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうしますと、長期債務が劇的に減らない限りは、この基準は劇的によくなるということはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） そういう要素はあります。要は起債の残高が将来負担がどうなるかという部分でございますので、あくまでも基本の部分としては、いわゆる起債の残高がどのぐらい今の将来的な負担になるかというふうな要素を示す数字です。議員お話しのとおりだと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、同じ起債であっても、交付税措置によるものが明らかな場合、これはいわゆる先ほど言いましたように、率の算定から外れますので、その部分にあってはそういう有利な活用を図っていきたいというふうにございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で報告第14号の質疑を終わります。

報告第14号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第15号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 報告第15号 平成21年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で報告第15号の質疑を終わります。

報告第15号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◎日程第21 議員派遣について

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第205回定例会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会